

お知らせ



あらたうと青葉若葉の日の光
芭蕉「おくのほそ道」・日光にて

健康保険被扶養者の資格再確認が実施されます

- ◆ 今年度も、協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被扶養者の資格再確認が実施されます。例年、
 - ・就職して、新しい保険証が発行されているにもかかわらず被扶養者異動届（削除）が未提出
 - ・パート、アルバイト等で年間収入が130万円以上になっているというケースの届出漏れが見受けられます。被扶養者異動の適正な届出は、保険料負担の軽減につながりますので、ご協力をよろしくお願ひします。

賞与からの社会保険料の徴収について

- ◆ 平成25年度の協会けんぽ保険料率、介護保険料率ともに据え置きとなりましたので、夏季賞与からの社会保険料の徴収の際は、2012.12.1号に同封いたしました「賞与からの社会保険料控除額表」をそのままご利用いただけます。もし、お手元に見当たらない事業所様は当事務所までご連絡いただければ、すぐにお届けいたします。なお、健康保険組合にご加入の事業所様は異なりますのでご注意ください。

岩手労働局の労働相談 『いじめ・嫌がらせ』が大幅に増加

協会けんぽの傷病手当金 『精神及び行動の障害』が件数別構成割合で25%超

- ◆ 岩手労働局が平成24年度に県内8箇所の総合労働センターで受け付けた個別労働紛争の相談状況が公表されました。それによると、「いじめ・嫌がらせ」が前年度から57.2%増加し、相談内容別で初めて「解雇」を上回り最も多い相談となったようです。
また、全国健康保険協会の「現金給付受給者状況調査報告」（調査対象；平成24年10月）によれば、傷病手当金の傷病別支給状況でトップは「精神及び行動の障害」で、構成割合でみると25.55%と、平成4年の4.45%から大幅に増加しています。
どちらも、使用者としての会社の責任を問われる可能性を含んでいるケースもあり、上記の退職時におけるトラブル同様、適切な対処が重要になってきます。